

諮問庁：秋田県公安委員会

諮問日：平成24年12月11日（諮問第105号）

答申日：平成25年9月26日（答申第67号）

事件名：文書等分類基準表の「警務課関係一般（1年・3年・10年保存）」
それぞれに含まれる文書名及び保存文書廃棄書が「警務課関係一般（1
年保存）」に含まれるとする根拠の分かる文書の不存在による非公開
決定処分に対する審査請求に関する件

答 申

第1 審査会の結論

秋田県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、文書等分類基準表の「警務課関係一般（1年・3年・10年保存）」それぞれに含まれる文書名及び保存文書廃棄書が「警務課関係一般（1年保存）」に含まれるとする根拠の分かる文書（以下「本件対象文書」という。）について、これを保有していないとして非公開とした決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、平成24年11月6日、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、実施機関に対し次の行政文書について公開請求を行った。

文書分類基準表の「警務課関係一般（1年・3年・10年保存）」それぞれに含まれる文書名と文書廃棄書が「警務課関係一般（1年保存）」に含まれるとする根拠が分かるもの

2 実施機関の決定

実施機関は、平成24年11月12日、条例第10条第1項の規定に基づき、不存在による行政文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成24年11月20日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、本件処分を不服として諮問庁に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が行った本件処分について、その処分を取消し、本件対象文書を公開することを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求人から提出された審査請求書、意見書及び意見陳述によると、概ね次のとおりである。

(1) 警務課関係一般（1年・3年・10年保存）それぞれに含まれる文書を定めた文書について

秋田県警察文書管理規程（平成12年秋田県警察本部訓令第28号。以下「文書管理規程」という。）に基づく文書等分類基準表によると、警務課関係一般は「A-3-1-1-01、1年保存」、「A-3-1-1-02、10年保存」、「A-3-1-1-03、3年保存」の3つに分類

されている。一般市民からすれば、この3つの類型に分類できる基準がなければ、どういった文書がそれぞれに該当するのか分からない。基準が本当にないとすれば、それは行政としてはあり得ない。

(2) 保存文書廃棄書の保存期間について

審査請求人は、平成24年10月11日、実施機関に対し「秋田県警察文書管理規程の第39条第1項に規定する保存文書廃棄書の保存期間の期限がわかる書類」について公開請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成24年10月22日、行政文書公開決定処分を行い、その際の行政文書公開決定通知書（秋本務第1081号）の備考欄には、「保存文書廃棄書については、文書等分類基準表の「警務課関係一般（A-3-1-1-01）、1年保存」として取り扱うよう指導している」との記載があり、1年分の保存文書廃棄書と平成24年の文書等分類基準表が公開された。

本件処分の「公開請求に係る行政文書を保有していないため」という非公開理由は、平成24年10月22日付け秋本務第1081号と矛盾するものであり、保有していないとは考えられない。

また、現在も通知に基づき保存文書廃棄書を1年保存とする取扱いをしているにもかかわらず、同通知文書は保存期間を満了して廃棄しているとの回答は、通常常識ではあり得ない。公安委員会の説明はどう考えてもつじつまが合わない。

保存文書廃棄書が1年保存の文書に該当することは、何ら規則に基づかず、慣行で処理していたのであれば、その旨の回答がほしい。

第4 諮問庁の説明の要旨

諮問庁は、本件対象文書について不存在による非公開決定を行った理由を次のように説明している。

(1) 文書等分類基準表について

文書は、警察本部の各部各課において作成されており、日々大量に発生している。この大量に発生する文書を、体系的に分類し、整理するためには基準となるものがなければ、慣行や主観的な判断に頼ることになり、統一性をもった効果的な処理はできない。そのため、性質や使用目的などを同じくする文書を体系的に整理する基準として文書等分類基準表を作成し、基準表に従って分類・保管している。

文書作成時、作成した所属において、当該文書が文書等分類基準表のどれに該当するか判断して決定している。

逆に、文書等分類基準表のそれぞれにどのような文書が含まれているかということについては、作成した文書をどのように分類して管理するかという文書等分類基準表による管理の観点から外れるものであり、業務上これを把握する必要がなく、これを取りまとめた文書も作成していないため、存在しない。

(2) 保存文書廃棄書の保存期間について

平成16年に文書管理規程を改正し、それまでは、文書廃棄は各所属の文書担当者レベルに委ねられて実施してきたが、行政の透明性の確保と説明責任の遂行という時代の要請に応え、適正な文書管理に資することを目的として、保存期間が満了した文書については、保存文書廃棄書を作成し、所属長の承認を得て廃棄することとした。

この改正に伴い、保存文書の廃棄手続に関する通知文書を発出し、改正の趣旨及び運用上の留意事項について通知した。このとき、保存文書廃棄書は、警務課関係一般の1年保存として取り扱うよう指導した。

この通知文書の分類は、「警務課企画一般（A-3-4-9-01）」で、文書の保存期間は1年である。そのため、この通知文書の保存期間は

平成17年1月1日から同年12月31日までとなり、平成18年1月1日以降に廃棄することになる。したがって、通知文書自体は既に保存期間が満了し廃棄されているため、存在しない。

なお、保存文書廃棄書を1年保存として取り扱う指導は、各所属に浸透しており、現在もその指導に基づいた廃棄手続きがとられている。

第5 調査審議の経過

- (1) 平成24年12月11日 諮問の受付
- (2) 平成25年 1月11日 諮問庁から非公開理由説明書を收受
- (3) 同 年 1月21日 審査請求人から意見書を收受
- (4) 同 年 4月 4日 審議
- (5) 同 年 5月20日 諮問庁が意見陳述
- (6) 同 年 5月27日 審査請求人が意見陳述
- (7) 同 年 7月24日 審議
- (8) 同 年 9月10日 審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書等分類基準表の「警務課関係一般（1年・3年・10年保存）」のそれぞれに含まれる文書名及び保存文書廃棄書が「警務課関係一般（1年保存）」に含まれるとする根拠の分かる文書であり、実施機関はこれらの行政文書を保有していないとして非公開としている。

2 本件対象文書の不存在について

審査請求人は、警務課関係一般に1年保存、3年保存、10年保存という保存期間の区別があるから、どういった文書がそれぞれに該当するのか

を示した基準が存在するはずであると主張する。また、秋本務第1081号の備考欄で、保存文書廃棄書は1年保存として取り扱うよう指導しているとあるため、その指導の根拠となる文書が存在するはずであると主張する。

この点について検討すると、文書作成時、作成した所属において、当該文書が文書等分類基準表のどれに該当するか判断した上で分類しており、文書等分類基準表のそれぞれにどのような文書が含まれるかということについては、業務上把握する必要がなく、これを取りまとめた文書は作成していないため存在しないとする諮問庁の主張に不自然な点は認められない。また、保存文書廃棄書を1年保存として取り扱うよう指導した通知文書は、保存期間が1年であり、平成17年1月1日から同年12月31日まで保存した後、平成18年1月1日以降に廃棄したため存在しないとする諮問庁の主張に不合理・不自然な点は認められない。

以上のことから、実施機関において本件対象文書を保有しているとは認められず、本件処分を行ったことは妥当であると判断する。

3 その他

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

なお、本件処分に係る通知書には、公開しない理由として「公開請求に係る行政文書を保有していないため。」と記載されているだけで、本件対象文書を保有していないことの原因や経緯についての記載は見られない。

公開請求者に処分理由を記載自体から了知させるという理由付記の趣旨からすると、本件処分に係る理由付記は必ずしも十分であるとは認められず、行政文書不存在の原因や経緯についても付記することが相当であったと考える。

第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	阿 部 千鶴子	司法書士
	池 村 好 道	秋田大学副学長
会 長	柴 田 一 宏	弁護士
	田 仲 和 子	消費生活実践グループin秋田「こまちの会」 副代表
会長代理	三 浦 清	弁護士